

厚生労働大臣 田村 憲久 様

院内感染防止対策強化のために
入院医療機関・入所施設における「抗ウイルス薬の予防投与」に対する費用支弁のお願い

2013年2月7日
全国保険医団体連合会
病院・有床診療所対策部会
部長 安藤 元博

前略 お世話になります。

さて、2月5日のNHKの報道によると、1月から2月4日までの間に全国で6つの病院と2つの高齢者施設においてインフルエンザの集団感染によって12の方が亡くなられています。

インフルエンザの院内感染対策については、日本感染症学会が昨年提言「インフルエンザ病院内感染対策の考え方について(高齢者施設を含めて)」を行っていますが、この中で、インフルエンザの感染者が発生した場合は、病院では感染の広がりが1つの病室にとどまっている場合は、病室内の患者に予防接種を行い、感染の拡大とともに対象を広げること、高齢者施設では3日以内に複数の患者が発生している場合には同じフロアの全員に予防投与を行うこととしています。

予防投与が集団感染への有効な手段であることはいまでもありませんが、予防投与の費用は保険請求できない扱いとなっています。

このため、日本感染症学会の提言でも、「薬剤費に関しては、今シーズンのような病院や高齢者施設での深刻な状況に鑑みても、公費による負担等を関係諸機関で前向きに考えることが望まれます」としていますが、未だに公費による支弁はされていません。

早急な対応が必要であり、日本感染症学会の提言に沿って予防投与を行った場合は、診療報酬による請求を認めることも含めて、早急に費用支弁を実施いただけますよう、要望いたします。